

# 現場説明書

- 1 業務名 令和元年度市道 7227 号線光の丘トンネル照明設備詳細設計業務  
2 監督員 土木部 道路補修課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 前払金について

前払金  する  しない  
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 3. 部分払について

部分払  する(  回以内)  しない

### 4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- ~~(1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
<del>初年度( <input type="text"/> 年度)</del>	<del> <input type="text"/> %</del>	<del>支払限度額 <input type="text"/> 委託代金額 の <input type="text"/> %</del>
<del>第2年度( <input type="text"/> 年度)</del>	<del> <input type="text"/> %</del>	<del>支払限度額 <input type="text"/> 委託代金額 の <input type="text"/> %</del>
<del>第3年度( <input type="text"/> 年度)</del>	<del> <input type="text"/> %</del>	<del>支払限度額 <input type="text"/> 委託代金額 の <input type="text"/> %</del>

- ~~(2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

### 5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
  - イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
  - ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあっては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~  
提出不要
  - イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
  - ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
  - エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
  - オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

## (3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

## (4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	<del>あり</del>	なし
イ 貸 与 品	あり	<del>なし</del>

## (5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

## (6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

## (7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	<del>あり</del>	なし
-----------	---------------	----

**6. テクリスの登録について**

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

**7. 下請負者について**

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

**8. 一括下請けの禁止について**

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

**9. 技術的事項について (別紙)**

## 業 務 委 託 仕 様 書

業 務 名	令和元年度市道 7227 号線光の丘トンネル照明設備詳細設計業務
施 行 場 所	横須賀市光の丘 6 番地先
1. 履 行 期 間 ( 120 ) 日間	
自	令和 年 月 日
至	令和 年 月 日
2. 業務内容は、別紙設計内訳書のとおり。	
3. 本業務の仕様は、別紙のとおり。	
4. 本業務の特記仕様書は、別紙のとおり。	

# 業務仕様書

## 総則

### (適用範囲)

- 1 この共通仕様書は、本市の土木事業に係る調査、設計、計画及び解析に関する業務委託に適用する。また、本業務の仕様は、神奈川県の実業・調査・設計業務共通仕様書に準拠するものとする。
- 2 設計図及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

### (用語の定義)

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- 1 指示とは、受託者側の発議により監督員が受託者に対し監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
- 2 承諾とは、受託者の発議により受託者が監督員に報告し監督員が了解することをいう。
- 3 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することを言う。

### (業務計画書)

- 1 受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し監督員に提出して、承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

### (主任技術者と編成)

- 1 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し監督員に提出し承諾を得なければならない。
- 2 主任技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設トンネル））、技術士（建設部門（トンネル））あるいは RCCM（トンネル部門）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 3 主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。
- 4 主任技術者は、屋外における設計業務等に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 5 主任技術者は照査結果の確認を行わなければならない。

### (照査技術者及び照査の実施)

- 1 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、業務計画書に記載しなければならない。
- 2 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（建設トンネル））、技術士（建設部門（トンネル））あるいは RCCM（トンネル部門）の資格保有者でなければならない。
- 3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ主任技術者に差し出すものとする。

(事務管理)

受託者は、業務実施にあたり別に定める適用示方書等を遵守し、常に善良なる管理を行い業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、また改善の必要が認められる場合は協議をしなければならない。

(打ち合わせ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために監督員の指示する個所など、必要な段階で手戻りのないよう監督員と打ち合わせを行い、その内容についてはその都度受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 2 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打ち合わせを行うものとし、その結果について受注者が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 共通仕様書、設計図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、監督員と協議を行いその内容については、受注者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(現地調査の土地立ち入り等)

- 1 現地調査を実施するために国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- 2 現地調査の実施にあたり宅地又は、かき、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめその所有者に通知しなければならない。

(土地の使用)

受託者は、植物、かき、もしくは柵等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

(官公庁等への手続き)

- 1 業務実施のため、必要な関係官庁その他に対する諸手続きは監督員と打ち合わせの上、受託者の負担において迅速に処理しなければならない。
- 2 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は延滞なくその旨を監督員に申し出て協議する。

(資料等の交付及び返還)

- 1 受託者は、貸与する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- 2 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後ただちに返還しなければならない。

(成果の作成)

受託者は、設計及び解析業務の成果の整理を行う場合は事前にその内容について、監督員と協議するものとする。

(検査)

- 1 受託者は、特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した個所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- 2 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、業務主任技術者が検査を受けなければならない。

(成果品)

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。

(秘密の保持)

受託者は、受託業務内容及びその結果を監督員以外に公表、貸与又は使用してはならない。  
なお、やむを得ない場合には、文書により申請して監督員の承諾を得なければならない。

令和元年度市道 7227 号線光の丘トンネル照明設備詳細設計業務  
特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、市道 7227 号線光の丘トンネル（延長 L=268m）の既存照明灯を LED 灯に更新するにあたり、関連トンネル設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書等に示される条件に基づき、トンネル照明設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面・報告書等を作成することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名称 「令和元年度市道 7227 号線光の丘トンネル照明設備詳細設計業務」
- (2) 施行場所 横須賀市光の丘 6 番地先

3 業務内容

トンネル照明設備詳細設計の業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 現地踏査

受託者は、設計に先立って現地調査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。

また、現地踏査では現地の状況(トンネル構造、立地条件)、電気事業者の配電線路の状況、トンネルの構造・延長、機器等設置場所の確認、他施設との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、現地状況を把握するものとする。

(2) 設計計画

受託者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務計画書に次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制(緊急時含む)

⑩ 使用する主な機器

⑪ その他

### (3)設計条件の確認

受託者は、特記仕様書に示す事項及び貸与資料を把握のうえ、現地踏査に基づき、設計条件及び設計上の基本条件について確認を行うものとする

### (4)トンネル照明施設設計

① 受託者は、特記仕様書に示された条件、施設の概要、負荷の条件、設計速度、トンネル延長及び設計交通量を基に、道路分類及び外部条件、トンネル構造、交通の状況等を考慮した平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等の検討を行い、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。

② 受託者は、照明施設について、計画負荷設備容量の検討及び計画負荷設備一覧表の作成、光源、灯具配光、照明方式の選定、受電場所、受電電圧、受電方式、照明器具配置、配線方式、調光方式の決定を行い、合理的な照明施設の計画を行うものとする。尚、照明灯はLED灯とする。

③ 受託者は前号①及び②で決定された事項に対して、詳細に検討を加え、電源装置容量、照明計算、配線容量、その他各種機器容量の計算を行い、各種使用機器、主要機器配置を決定するものとする。

### (5)設計図

受託者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成するものとし、その他、必要に応じて監督員が指示する設計図を作成するものとする。

① 位置図

② トンネル平面図（縦横断面図）

③ トンネル坑口平面図

④ 照明器具配置図

⑤ 照明器具据付図（灯具姿図含む）

⑥ 配線系統図

⑦ 盤外形及び盤内結線図

⑧ 引込柱姿図

⑨ 配管配線図



(6)関連機関との協議資料作成

受託者は、関連機関との協議用資料・説明用資料作成を行うものとする。

(7)数量計算

受託者は、決定した施設に対して、各工種毎に電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領に基づき数量を算出するものとする。

(8)照査

照査技術者は、業務仕様書総則の照査技術者及び照査の実施に基づき以下に示す事項を標準として照査を行い、主任技術者に提出するものとする。

- ① 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、周辺環境条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ② 設計図面を基に、施設の規模、形式、受電場所、受電方式、主要変圧器容量、計画負荷設備容量等が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連事業計画との整合が適切にとれているかの照査を行う。
- ③ 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ④ 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(9)施工計画

施工計画書は、工事施工にあたって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- ① 計画工程表
- ② 使用機械
- ③ 施工方法
- ④ 施工管理
- ⑤ 仮設備計画
- ⑥ 保安計画
- ⑦ 特記事項
- ⑧ その他

(10)概算工事費算出

数量、施工計画書を基に概算工事費の算定を行う。

#### (11)打合せ

打合せ協議は業務着手時、中間3回、成果物納入時及び関係機関1回とする。

#### (12)報告書作成

成果の内容については、次の各号についてまとめるものとする。

- 1) 現地踏査結果
- 2) 設計計算書等
- 3) 設計図
- 4) 関連機関との協議資料
- 5) 数量計算
- 6) 施工計画書
- 7) 概算工事費
- 8) 打合せ記録簿
- 9) 設計概要書

業務の成果として以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。

- ① 設計条件
- ② トンネル照明施設諸元表
- ③ 平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等決定根拠（照明計算書）
- ④ 照明光源選定根拠
- ⑤ 照明器具配置計画
- ⑥ 照明方式決定根拠
- ⑦ 工事実施にあたっての留意事項

#### 4 貸与資料

貸与資料は、以下のとおりとする。

- (1) 平成30年度 道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定報告書
- (2) しゅん工図

#### 5 成果品

成果品は、以下のとおりとする。提出先は横須賀市土木部道路補修課とする。

- (1) 報告書(A4版、黒表紙金文字製本1部、キングファイル1部、電子媒体(CD-R))
- (2) 設計図(A3板、平綴じ1部及びCADデータ(フォーマットは原則DWGとする))
- (3) その他、必要により監督員が指示するもの

## 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

## 積算諸条件調書に係る追加事項

### 1 市独自単価及び積算における補足資料について

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価は、「ホームページ（各部署の工事積算情報）」の「市独自単価一覧表（土木工事編）」に掲載しています。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/1623/koujitousekisann.html>

### ~~2 市場単価の端数処理について~~

~~市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。~~

~~なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。~~

### 3 基準書等の適用について

本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- |                          |                  |
|--------------------------|------------------|
| 1) 電気通信施設設計業務積算基準（国土交通省） | 平成 31 年 3 月版     |
| 2) 設計業務等標準積算基準書          | 平成 30 年 7 月 1 日版 |
| 3) 積算参考資料（計画・調査編）        | 平成 30 年 7 月 1 日版 |
| 4) 建設機械等損料表              | 平成 30 年度版        |


令和 01 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )	
設 計 書 番 号	年度 01
事 業 所 名	横須賀市土木部
( 工 事 ・ 業 務 ) 名	令和元年度市道7227号線光の丘トンネル照明設備詳細設計業務
( 工 事 ・ 業 務 ) 簡 所	横須賀市光の丘6番地先
( 河 川 ・ 路 線 ・ 区 域 ) 名	市道7227号線
単 価 採 用 地 区 名	横須賀
事 業 区 分	国費
工 期	120 日間
設 計 金 額	( 円 )
	円
設 計 概 要	
( 起 工 ・ 変 更 ) 理 由	

横須賀市

令和 01 年度 設 計 積 算 書 表 紙 ( 当 初 )

<支出科目>

款	09 土木費
項	02 道路橋りょう費
目	02 道路橋りょう維持費
節	13 委託料
細節	90 工事請負に係る委託料〔維持目〕

<合併区分情報>

合併処理設定	しない	
	区 分 1	
	区 分 2	
	区 分 3	
	区 分 4	
	区 分 5	
	区 分 6	
	区 分 7	
	区 分 8	
	区 分 9	

<全体金額情報>

	当初官積算額 (a)	当初請負額(b1)	今回変更官積算額 (c)	今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c)	増減 (d)-(b1) or (b2)	備 考
		前回変更請負額(b2)				
業務費						
業務価格						
消費税等相当額						

--	--	--	--	--	--	--	--

令和 01 年度 積算諸条件調書( 当初 )

経費等情報	レ	設計業務	委託先/α、β	建設コンサルタント/α=35%、β=35%		
			電子成果品作成費	計上する(詳細設計)		
		測量業務	安全費率			
			電子成果品作成費			
		地質・土質調査業務	電子成果品作成費			
			施工管理費			
		地質・土質調査業務(解析)	委託先/α、β			
		港湾測量業務	技術経費率			
		港湾磁気探査業務	技術経費率			
	業務委託	諸経費率				
		技術経費率				
	設計業務等標準積算基準書 適用年版		平成30年7月1日適用			
	資材等単価表 適用年版		平成31年4月1日基準			
積算数量等情報	名称		採用数量	単位	備考	
	連絡車(ライトバン)運転費		1	日	2h/日	
(その他情報欄)						





# 本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

費目	工種	種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計業務							
設計業務費			1	式			
電気施設設計			1	式			
照明施設設計			1	式			第 1001 号 内訳書
直接経費			1	式			第 1002 号 内訳書
電子成果品作成費(率計上分)			1	式			
直接原価計			1	式			
その他原価			1	式			
一般管理費等			1	式			
設計業務価格			1	式			
消費税及び地方消費税相当額			1	式			
業務委託料			1	式			

第1001号 内訳書  
照明施設設計

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0010) トンネル照明施設詳細設計					第1001号下内
	1	式			
(AMA0030) 打合せ					第1002号下内
	1	式			
合 計					

第1002号 内訳書  
直接経費

1 式

(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(AMA0020) 旅費交通費					第1003号下内
	1	式			
合 計					

第1001号 下位内訳書  
AMA0010 トンネル照明施設詳細設計

1 式 当り  
適用年版 S3104

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0010) 現地踏査	1	箇所			第1001号単価表
(SJ0020) 設計計画	1	箇所			第1002号単価表
(SJ0030) 設計条件の確認	1	箇所			第1003号単価表
(SJ0040) トンネル照明施設設計	1	箇所			第1004号単価表
(SJ0050) 設計図	1	箇所			第1005号単価表
(SJ0060) 関連機関との協議資料作成	1	箇所			第1006号単価表
(SJ0070) 数量計算	1	箇所			第1007号単価表
(SJ0080) 照査	1	箇所			第1008号単価表
(SJ0090) 施工計画	1	箇所			第1009号単価表
(SJ0100) 概算工事費算出	1	箇所			第1010号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第1002号 下位内訳書  
AMA0030 打合せ

1 式 当り  
適用年版 S3104

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(SJ0110) 打合せ 業務着手時	1	回			第1011号単価表
(SJ0120) 打合せ 中間打合せ	3	回			第1012号単価表
(SJ0130) 打合せ 成果物納入時	1	回			第1013号単価表
(SJ0140) 打合せ 関係機関打合せ協議	1	回			第1014号単価表
合 計					
	1	式			円/式

第1003号 下位内訳書  
AMA0020 旅費交通費

1 式 当り  
適用年版 S3104

(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(UZA001000) 旅費交通費 (片道) JR関内駅～京急横須賀中央駅	34	回			一般管理費のみ対象(設計・解析)
(D18068) 連絡車 (ライトバン) 運転費 J01=2		日			第1015号単価表 一般管理費のみ対象(設計・解析)
合 計					
	1	式			円/式

第1001号 単価表  
SJ0010 現地踏査

1 箇所 当り  
適用年版 S3104  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)		人			
	1.1				
(R0404) 技師 (B)		人			
	1.1				
合 計					
		箇所			整数止め切捨て 円/箇所
	1				

第1002号 単価表  
SJ0020 設計計画

1 箇所 当り  
適用年版 S3104  
(上段：前回 下段：今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師		人			
	0.55				
(R0403) 技師 (A)		人			
	0.55				
(R0404) 技師 (B)		人			
	1.1				
合 計					
		箇所			整数止め切捨て 円/箇所
	1				

第1003号 単価表  
 SJ0030 設計条件の確認

1 箇所 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	0.55	人			
(R0404) 技師 (B)	1.1	人			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第1004号 単価表  
 SJ0040 トンネル照明施設設計

1 箇所 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	1.65	人			
(R0404) 技師 (B)	3.85	人			
(R0405) 技師 (C)	2.75	人			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第1005号 単価表  
 SJ0050 設計図

1 箇所 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)	3.85	人			
(R0405) 技師 (C)	2.75	人			
(R0406) 技術員	4.4	人			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第1006号 単価表  
 SJ0060 関連機関との協議資料作成

1 箇所 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)	0.55	人			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所



第1007号 単価表  
SJ0070 数量計算

1 箇所 当り  
適用年版 S3104  
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	1.1	人			
(R0404) 技師 (B)	1.65	人			
(R0405) 技師 (C)	1.65	人			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第1008号 単価表  
SJ0080 照査

1 箇所 当り  
適用年版 S3104  
(上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.55	人			
(R0403) 技師 (A)	1.1	人			
(R0404) 技師 (B)	0.55	人			
(R0405) 技師 (C)	0.55	人			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第1009号 単価表  
 SJ0090 施工計画

1 箇所 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0403) 技師 (A)	0.5	人			
(R0404) 技師 (B)	1	人			
(R0405) 技師 (C)	1.5	人			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第1010号 単価表  
 SJ0100 概算工事費算出

1 箇所 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0404) 技師 (B)	0.5	人			
(R0405) 技師 (C)	1.5	人			
(R0406) 技術員	1.5	人			
合 計					
	1	箇所			整数止め切捨て 円/箇所

第1011号 単価表  
 SJ0110 打合せ  
 業務着手時

1 回 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.5	人			
(R0403) 技師 (A)	0.5	人			
(R0404) 技師 (B)	0.5	人			
合 計					
	1	回			整数止め切捨て 円/回

第1012号 単価表  
 SJ0120 打合せ  
 中間打合せ

1 回 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.5	人			
(R0403) 技師 (A)	0.5	人			
(R0404) 技師 (B)	0.5	人			
合 計					
	1	回			整数止め切捨て 円/回

第1013号 単価表  
 SJ0130 打合せ  
 成果物納入時

1 回 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.5	人			
(R0403) 技師 (A)	0.5	人			
(R0404) 技師 (B)	0.5	人			
合 計					
	1	回			整数止め切捨て 円/回

第1014号 単価表  
 SJ0140 打合せ  
 関係機関打合せ協議

1 回 当り  
 適用年版 S3104  
 (上段:前回 下段:今回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(R0402) 主任技師	0.5	人			
(R0403) 技師 (A)	0.5	人			
合 計					
	1	回			整数止め切捨て 円/回

第1015号 単価表  
D18068 連絡車(ライトバン) 運転費

1 日 当り  
適用年版 S3104

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(Z006704001) ガソリン レギュラー		L			[1]
(Z345100100) ライトバン 1500CC 運転1時間当り 9欄		時間			[1]
(Z345110100) ライトバン 1500CC 供用1日当り 11欄		供用日			[1]
(ZS3000004) 諸雑費(まるめ)	1	式			
合 計					
	1	日			円/日
条 件 名 称	入 力 値		条 件 値		
J01 運転時間(小数第1位,2位四捨五入)	2	2			



# 本 工 事 内 訳 書

工 種	数 量 計 算	単 位	数 量
設計業務		式	1
設計業務費		式	1
電気施設設計		式	1
照明施設設計		式	1
トンネル照明施設詳細設計		式	1
現地踏査		箇所	1
設計計画		箇所	1
設計条件の確認		箇所	1
トンネル照明施設設計		箇所	1
設計図		箇所	1
関連機関との協議資料作成	東京電力	箇所	1
数量計算		箇所	1
照査		箇所	1
施工計画		箇所	1
概算工事費算出		箇所	1
打合せ		式	1
打合せ	業務着手時	回	1
打合せ	中間打合せ	回	3
打合せ	成果物納入時	回	1
打合せ	関係機関打合せ協議	回	1
直接経費		式	1
旅費交通費		式	1
旅費交通費(片道)	JR: 関内駅～京急: 横須賀中央駅 打合せ5回×3人×2回(往復)=30回、関係機関打合せ1回×2人×2回(往復)=4回	回	34
連絡車(ライトバン)運転費	運転時間2時間	日	1
電子成果品作成費	率計上分	式	1



# 業務箇所

位置図		
記号		
縮尺	1 : 5000	制定年度

令和元年度市道7227号線光の丘トンネル照明設備詳細設計業務  
横須賀市光の丘6番地先

